

【タイトル】 源泉部会 7月研修会

【日時】 平成23年7月1日(金) PM3:00~PM4:30

【場所】 法人会館

【研修タイトル】 「誤りやすい事例」
(扶養控除関係・その他)

【講師】 松尾 上席調査官
(法人課税第1部門)



【概要】

I. 「源泉所得税の改正のあらまし」より

(1) 扶養控除の見直し

- ① 年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止。これに伴い扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族とすることとされた。
- ② 年齢16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円に。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更された。
・・・平成23年1月1日以後支払うべき給与等について適用する。

(2) 介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料等について、適用限度額4万円の所得控除が創設。 各保険料に応じた生命保険料控除の合計適用限度額が12万円とされた。

・・・平成24年分以後の所得税について適用する。

III. 「誤りやすい事例」から

(1) 支給基準に該当しない扶養手当があったので、過去に遡及して返還させた場合の源泉徴収税の再計算

→返還させた各年分ごとに源泉徴収税額の再計算をし、過誤納金については還付請求をする。

(2) 行政指導を受けて過去3年間分の、実労働時間に基づく残業代と実際に支払った残業手当との差額を、一括して支払った。この場合の残業手当の課税年分はいつになるか。

→本来の支給日の属する年分の給与所得になる。(年末調整も再計算する)

- (3) 当社では退職して帰国した外国人の住民税が賦課された場合、この住民税は契約により会社が負担することになっているが、源泉徴収の対象となるか。

→①この住民税負担額は、過去における国内勤務の対価と認められるので給与に該当する。

②その負担額を税引き後の手取金額として20%の税率により所得税額を算出し、源泉徴収を行なう。

- (4) 一定の金額以内で自由に選択できる永年勤続者表彰記念品を支給しているが、課税しないこととして差し支えないか。

→支給された金銭でその品物を購入したと同様の効果をもたらすものと認められるので、非課税として取り扱うことには該当しない。

- (5) 発明等に係る特許を受ける権利や特許権の継承に対して、報償金等を支給したとき

→①権利の承継に際し一時に支給されるものは、譲渡所得

②権利を承継した後において

支給されるものは、雑所得



- (6)使用人Aの妻Bが、生計を一にする父Cの青色事業専従者として月額7万円の給与の支給を受けている。Aは、Bを控除対象配偶者とすることが出来るか。

→一旦、生計を一にする他の者の事業専従者となった者については、その年において控除対象配偶者とすることはできない。

- (7) 中国から来た大学生をアルバイトとして雇っているが、この大学生について租税条約による所得税の免税措置を受けられるか

→専ら教育を受けるために日本に滞在する学生で、現に中国の居住者である者又はその滞在の直前に中国の居住者であった者が、その生計、教育の為に受け取る給与又は所得は、免税とされる。